

## 労働移動支援助成金の見直しに係る通達により定める細則について (報告)

### 1. 労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）

#### (1) 支給要件

- ① 再就職支援を委託する職業紹介事業者と退職コンサルティングを実施する会社等との間に連携がある場合に不支給とすること。
- ② 支給対象者が希望する職業紹介事業者（注1）に再就職支援サービスの委託を申し入れることを要件とすること。  
(注1) 選定対象となる複数の職業紹介事業者について申請事業主と労働組合等との間であらかじめ合意した場合、支給対象者はその中から選定することが可能。
- ③ 助成対象の要件となる職業安定局長の定める委託対象者の数について、大企業について「30人以上」とすること。
- ④ 人員削減を行う組織（事業部門、事業所、事業部、企業等）において、生産指標が対前年比10%以上低下している（見込みを含む）か、経常利益が赤字である（見込みを含む）ことを要件とすること。

#### (2) 支給要件確認方法

- ① 支給対象者が申請事業主より退職強要を受けたと受け止めたことについて、労働局から支給対象者本人に郵送確認（ただし本人が郵送確認を拒否する場合は自主申告でも差し支えないこととする）及び電話確認（注2）をすること。  
(注2) 支給対象者10人につき1人程度の割合で行う。

#### (3) 助成内容

- ① 申請事業主と職業紹介事業者との間の委託契約が一定基準（注3）に合致し、かつ支給対象者の再就職先が一定基準（注4）に合致する場合に助成率を優遇すること。  
(注3) ・委託開始時の委託料の支払額が、委託総額の2分の1未満であること。  
・職業紹介事業者が支給対象者に対して訓練を実施した場合に、その経費の全部又は一部を負担すること。  
・支給対象者の再就職先での雇用形態が無期雇用・フルタイムであり、かつ、再就職先での賃金が離職時の賃金の8割以上である場合に、委託料を5%以上多く支払うこと。  
(注4) ・支給対象者の再就職先での雇用形態が無期雇用・フルタイムであり、かつ、再就職先での賃金が離職時の賃金の8割以上であること。

## 2. 労働移動支援助成金(受入れ人材育成支援奨励金(早期雇入れ支援))

### (1) 助成内容

- ① 成長性に係る一定の基準(注5)に合致する事業所の事業主が、一定の基準(注6)に合致する事業再編等を行う事業所からの離職者を早期に雇入れた場合に助成額を優遇すること。

(注5)・生産指標(生産量、売上高等)又は設備投資額が、過去3年間に5%以上伸びていること等。

- ・ローカルベンチマーク(経済産業省が提供する、企業の経営状態を把握するためのツール)の財務分析結果(総合評価点)が「B」以上であること。

(注6)・REVIC(株式会社地域経済活性化支援機構)又は中小企業再生支援協議会等から、事業再生・再構築の支援を受けていること。

- ・事業再生・再構築を行うことについて特定調停(裁判所手続)が行われていること。

## 3. 職業紹介事業者が労働移動支援助成金を扱う場合の同意条件

- (1) 職業紹介事業者が労働移動支援助成金を取り扱うに当たって同意を必要とする条件を追加(注7)すること。

(注7)・再就職支援サービスの内容、支給対象者の再就職率等、委託料の支払い時期等について公表すること。

- ・支給対象者の再就職状況を把握し、委託元企業に対して速やかに報告すること。
- ・委託元企業に対する退職コンサルティングを自ら又は他の会社と連携して行わないこと。